

28 福保高介第875号
平成28年9月15日

事業所各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力をいただきありがとうございます。

通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所の生活相談員については、法令・通知等により資格要件が定められているところです。

生活相談員の資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されております。「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、東京都においては、「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」（平成25年2月14日付24福保高介第1642号）により定めてきたところです。

この度、平成28年4月1日から利用定員が19名未満の通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行したことや、平成27年度から区市町村において介護予防・日常生活支援総合事業が順次開始されていることを踏まえまして、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、別紙のとおり定めましたので、通知します。

今後とも適切な資格を有する職員の配置について、よろしくお願いいたします。

別紙

生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等

内 容	証明書類等
<u>1 介護支援専門員</u> 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】	介護支援専門員証の写し
<u>2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者</u> 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
<u>3 老人福祉施設の施設長経験者</u> 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）
<u>4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く）、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）あり、介護福祉士の資格を有する者</u> 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し ※「介護に関する実務経験」とは、各事業所や施設において、人員基準に定められ、利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指します。 したがって、利用者の処遇に直接関わらない、管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験には算入できません。